

自費解体・撤去の手続きの流れについて

申請者



江田島市



1回目の
手続き

申請書の提出

申請受付期間

平成30年10月15日～平成31年3月31日

○解体・撤去が未完了、支払いが未完了、申請書等に不備がある場合でも書類の仮受付を行います。審査はできません。

※全てがそろった後に、審査を行いますので、不足書類等の提出をお願いします。

書類審査

○書類の追加提出を依頼する場合があります。

現地確認（解体・撤去の確認）

○解体・撤去が行われたことを確認するため、市の調査員が現地を確認します。

※立会いの必要がないため、訪問日の事前連絡はいたしません。

※調査は、基本的には敷地外から目視で行いますが、場合によっては敷地内に立ち入ることがあります。また敷地内の写真を撮りますので、ご了承ください。

通知書受取

交付決定

「償還決定通知書」の送付

○交付決定金額を通知します。
なお、上記の額は江田島市の算定基準と支払い金額を比較し、安価な方を上限とします。

※支払い金額が、市の算定基準を超えた場合、算定基準を超えた金額は自己負担となります。

2回目の
手続き

償還金請求書の送付

償還金請求書等の送付

償還決定通知書の発行日から、30日以内に、償還金請求書等を郵送してください。

※請求書等に不備があった場合は、審査ができません。その場合は、市から連絡を行いますので、速やかに修正等をお願いします。

※添付していただく通帳（写し）の名義人は、申請者（解体工事の契約者）に限ります。

※滅失登記は、法務局が職権で行いますが、急がれる方は、法務局にご相談ください。

※未登記の物件は、「家屋滅失申請書」を市役所税務課に提出してください。

受付・書類審査

償還金受領

償還金支払

（請求書受領日から約1か月かかります。）